

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項及び京都大学研究連携基盤要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後											
<p>京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項 (平成25年12月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 理事 (非常勤の理事を除く。) (3) 総長が指名する副理事 (4) 副学長 (第2号に掲げる者を除く。) (5) 研究科長 (6) 附置研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、<u>地域研究統合情報センター</u>長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名 (9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長及び国際戦略本部長 (10) 物質—細胞統合システム拠点長及び高等研究院長 (11) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名 (12) 総長が指名する事務本部の部長 (後 略)</p> <p>京都大学研究連携基盤要項 (平成27年3月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>東南アジア研究所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>生態学研究センター</td></tr> <tr><td><u>地域研究統合情報センター</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	東南アジア研究所	(略)	生態学研究センター	<u>地域研究統合情報センター</u>	(略)	<p>第2</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) } (7) }</p> <p>(8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) } (10) } (同 左) (11) } (12) }</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(同 左)</td></tr> <tr><td>東南アジア地域研究研究所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(同 左)</td></tr> <tr><td>生態学研究センター</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(同 左)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則 この要項は、平成29年1月1日から実施する。</p>	(同 左)	東南アジア地域研究研究所	(同 左)	生態学研究センター	(同 左)
(略)												
東南アジア研究所												
(略)												
生態学研究センター												
<u>地域研究統合情報センター</u>												
(略)												
(同 左)												
東南アジア地域研究研究所												
(同 左)												
生態学研究センター												
(同 左)												